

第14回特定外来生物等専門家会合

議事録

1. 日時 令和4年10月12日（水）13：30～15：30

2. 場所 オンライン会議（Cisco Webex Events）

3. 出席者

（座長） 村上 興正

（委員） 石井 信夫 石井 実

岩崎 敬二 岡 敏弘

角野 康郎 小林 達明

芝池 博幸 成島 悦雄

長谷川 雅美 細谷 和海

森本 信生 矢原 徹一

（環境省） 奥田自然環境局長

中澤野生生物課長

大林外来生物対策室室長

水崎外来生物対策室室長補佐（総括）

高瀬外来生物対策室室長補佐

武藤外来生物対策室野生生物専門官

成田外来生物対策室移入生物対策係長

堀江外来生物対策室係長

（農林水産省） 古林大臣官房みどりの食料システム戦略グループ課長補佐

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第14回特定外来生物等専門家会合を開催いたします。

進行を務めさせていただきます自然環境研究センターの邑井と申します。

まず、開会に当たりまして、環境省自然環境局長の奥田局長より御挨拶申し上げます。

【環境省 奥田自然環境局長】 皆さん、こんにちは。本日は御多忙中のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から自然環境行政に協力をいただけることに改めて御礼申し上げたいと思います。環境省の自然環境局長の奥田直久でございます。

ます。

今日の議題は、第1にヒアリを要緊急対処特定外来生物へ指定すること、そして第2に、アメリカザリガニとアカミミガメを特定外来生物へ指定すること、また、この2種に係る外来生物法の規制の一部適用除外の範囲、これらについて専門的な御意見をお伺いしたいと考えているところでございます。御承知のとおり、これらは本年5月の国会で成立した改正外来生物法において要緊急対処特定外来生物に関わる規制の新設、もしくは特定外来生物の取扱いに関する規制の一部を適用除外とする規制手法の新設、こうしたことが新たに導入されたということを踏まえて、検討をお願いする次第でございます。

環境省としましては、改正外来生物法の施行に向けて全力を挙げて現在取り組んでいるところでございますし、それに際しましては、今後、国内での対応のみならず、国際的な協力を、今年12月に生物多様性条約のCOP15が開かれる、来年、G7の環境大臣会合が開かれる、こういったことも契機に捉えながら、世界との協力も視野に入れて外来生物対策に一層の力を注いでいきたい、このように考えている次第でございます。

本日の会合に至るまで、村上先生、石井実先生を座長とする改正前の法点検にかかる検討会もしくは審議会、また本日、各グループの座長にも御出席いただいておりますけれども、先月開催したそれぞれのグループ会合を含めて、多くの方に御協力いただきました。改めてこの場をお借りして御礼申し上げたいと思います。

これらの経緯も踏まえながら、環境省として、先ほど申し上げたように一層の外来生物対策、総合的な自然環境保全に対する政策を前に進めてまいりたいと思いますので、本日は忌憚のない御意見をいただきながら、熱心な御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。私からの開会の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 奥田局長、ありがとうございました。

続きまして、委員の皆様のお紹介させていただきます。事前に配付している資料の委員名簿の順に委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきます。

まず、東京女子大学名誉教授、石井信夫委員でございます。

大阪府立大学名誉教授、石井実委員でございます。

奈良大学教授、岩崎委員でございます。

京都大学公共政策大学院教授の岡委員でございます。

神戸大学名誉教授の角野委員でございます。

千葉大学大学院教授、小林委員でございます。

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の芝池委員ですが、本日は所用により欠席となっております。

続きまして、元公益社団法人日本動物園水族館協会専務理事の成島委員でございます。

東邦大学教授、長谷川委員でございます。

近畿大学名誉教授、細谷委員でございます。

元京都大学講師、村上委員でございます。

元国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構上席研究員の森本委員でございます。

一般社団法人九州オープンユニバーシティ理事兼研究部長の矢原委員でございます。

以上、12名の委員に御出席いただいております。

このほかに、環境省、農林水産省、事務局として自然環境研究センターが出席しております。

また、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ会議形式で開催させていただきます。御発言の際には挙手ボタンを押していただき、座長の指名がありましたらマイクとカメラをオンにして御発言いただけますようお願いいたします。委員の皆様はカメラは常時オンにさせていただいても結構です。

続いて、会議資料の確認をさせていただきます。参加者の皆様には資料一覧のとおり、資料1から5と参考資料1から7をそれぞれPDFファイルにて配付させていただきますので、それぞれ御確認ください。また、会議中は資料を画面共有させていただきます。なお、本日の会議は公開形式での開催となっておりますので、事前に傍聴者を募り、申込みをされた方にはオンラインで傍聴いただいております。また、議事録、議事概要につきましては、後日、出席者に事前確認の上、発言者名を記載したものを公開させていただきますので、御承知おきください。また、本会議の録画、録音は御遠慮いただいております。また、報道関係者による冒頭の録画につきましても、ここまでとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本会議の座長についてですが、これまで村上先生にお願いしておりましたので、今回も村上座長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。挙手ボタンを押していただくか、またはカメラをオンにするなどして意思表示をしていただければ幸いです。

(異議なし)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、御賛同をいただきましたので、ここからの進行は座長にお願いしたいと思います。村上座長、よろしくお願ひいたします。

【村上座長】 それでは、早速ですが、議事を進めたいと思います。

まず、第1番目の今回指定の考え方について、環境省から説明をお願いします。

【環境省 外来生物対策室高瀬室長補佐】 外来生物対策室の高瀬でございます。資料1を用いまして、まずは背景、議論の対象、全体像について御説明させていただきます。

まず1番、今回行う特定外来生物の指定等に係る検討方針についてですけれども、背景としまして、本年5月に改正外来生物法が成立しまして、これまでの特定外来生物に加えまして、緊急の対処が必要な外来生物について新たに要緊急対処特定外来生物として指定できるようになりました。また、法附則の第5条において、新たに特定外来生物に指定するもののうち、指定により生態系等への被害の防止に支障を及ぼすおそれがあるものについては、当分の間、一部の規制を適用除外することができるようになりました。

これらを踏まえまして、本日は、要緊急対処特定外来生物へ指定すべき特定外来生物、また、一部の規制を適用除外とすることを前提に指定する特定外来生物へ指定すべき外来生物、そして、その適用除外とする規定の範囲について御検討いただきたいと考えております。

この2つのうち、まず要緊急対処特定外来生物の指定について、2番「今回の検討課題」のところを御覧いただきながら御説明させていただければと思います。

要緊急対処特定外来生物とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において、検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものを定めていまして、政令で指定することとしております。この選定基準につきましては、特定外来生物被害防止基本方針において定めております。これはまた後ほど御紹介させていただきます。

この方針で定めている選定基準に該当するものとして、次の生物を指定候補としたいと考えてございます。

指定候補としましては、ヒアリ類4種群23種、具体的には、ソレノプシス・ゲミナタ種群6種、それから、ソレノプシス・サエヴィシマ種群14種、ソレノプシス・トゥリデンス種群2種、ソレノプシス・ヴィルレンス種群1種、さらにヒアリ類4種群23種

に属する種間の交雑個体、これについても対象にしたいと考えてございます。

次に、適用除外の対象とする特定外来生物の指定についてでございます。これは、生態系等に係る被害の程度から特定外来生物に指定することが相当とされる生物であるものの、広く一般的に飼育されているなどの理由から、特定外来生物に係る規定を全て適用した場合、許可手続の煩雑さや違反時の罰則へのおそれにより、許可を得ない飼養等や放出等が誘発され、かえって生態系等への被害が拡大するおそれがある外来生物が存在するとき、これらの生物について、法附則第5条により、当分の間、特定外来生物に指定した上で、特定外来生物に係る規定の一部を適用除外することが可能となったというものでございます。これらの候補としまして、アカミミガメ、アメリカザリガニを指定の候補と考えてございます。

続きまして、スケジュールについて御説明いたします。まず、要緊急対処特定外来生物でございます。こちらは、先月、9月29日に専門家グループ会合、昆虫類等陸生節足動物を開催しておりまして、ここで今回の要緊急対処特定外来生物の候補について有識者の先生方に御議論いただきまして、これを踏まえて本日の12日の専門家会合で改めて御議論いただくということでございます。本日の会合の後には、パブリックコメントを30日間実施しまして、来年、令和5年4月頃に実際に要緊急対処特定外来生物になるということで考えてございます。

続きまして、アカミミガメ、アメリカザリガニを候補としております適用除外の対象とする特定外来生物の指定のスケジュールでございます。こちらもヒアリと同様に、先月に、爬虫類・両生類、そして無脊椎動物の専門家グループ会合を開催しまして、今回お示しする案について有識者の先生方に御議論いただいております。それも踏まえまして、本日、改めて先生方に御議論いただきまして、パブリックコメントを30日間実施します。ヒアリのほうではスケジュールに入っていなかったのですが、このアカミミガメ、アメリカザリガニにつきましては、SPS通報という手続を予定しております。これは特定外来生物に指定することで、輸入の規制がかかりますので、これについて関係国に意見照会をするという手続になっております。これは、この2種に限って実施するというのではなく、これまで特定外来生物に指定する際には同様に実施してきている手続でございます。この2種については、令和5年の春から夏頃に政令施行ということで、この適用除外を前提とする特定外来生物に指定したいと考えてございます。

資料1で本日の全体像について御説明させていただきました。本件について御検討いた

だければと思います。

進行を座長にお返しします。よろしく申し上げます。

【村上座長】 ありがとうございます。今日の議論の概要とスケジュールをお示しいただきました。おのおのについてはもう少し詳しい内容が後で出ます。したがって、これを踏まえた上で最後にちゃんと審議を行いたいと思いますが、この場合、特に何かございましたら出してください。今の時点で。

【成島委員】 ちょっと教えていただきたいのですけれども、2番の適用除外の対象とする特定外来生物の指定についてというところで2点教えていただきたいのですが、1つは、「許可手続きの煩雑さや違反時の罰則へのおそれにより」と、当然そうだと思うんですが、許可手続きの煩雑さがあるということは環境省のほうでも十分御認識だと思うのですが、理解を得て煩雑でないようにしていくという、そういう努力も必要だと思うのですが、その点についてどう取り組まれているのかということをも1つ。

それから、もう1つは、当面の間とありますが、当面の間というのはどのくらいの期間を想定されているのか、そして、どういうときに本則に戻しますとなるのかということ、その2点についてお考えを教えてください。

【高瀬補佐】 御指摘ありがとうございます。まず、手続きの部分ですけれども、基本的には、後ほど御紹介させていただきますけれども、そもそも規制の範囲についてかなり絞っているといいますか、適用除外を設けているのが1つありますし、その手続きの部分を含めて、今後、普及啓発していく場面で、工夫できるところは工夫していくのかなというふうを考えてございます。

それから、2点目の当分の間というところにつきましては、後ほど御紹介します資料の中で具体的に記載しておりますので、よろしければ後ほど御説明させていただければと思います。

【成島委員】 分かりました。ありがとうございます。

【村上座長】 ほかにございますか。なければ、これで一応了解ということで、次に進めたいと思います。

それでは、議事2、要緊急対処特定外来生物の選定について、説明をお願いします。

【高瀬補佐】 環境省、高瀬です。資料は、資料3-1を御覧いただきたいと思います。こちらが、今回指定候補にしておりますヒアリ類、それと交雑個体の分布状況ですとか、被害の状況を取りまとめたマスターペーパーになります。長いので、全てを御紹介するの

は難しいのですが、ポイントとなる部分だけ読み上げさせていただこうと思います。

具体的には、3ページ目を御覧いただければと思います。今御覧いただいている評価の理由というのが、ヒアリ類を要緊急対処特定外来生物に指定する直接の理由として理解される部分になります。ここについては、先ほども御紹介させていただきましたけれども、基本方針の中で選定の前提を整理しておりまして、これを踏まえる形で記載しております。そのため、先に基本方針の選定の前提について御紹介させていただいて、その後、ここの評価の理由について読み上げさせていただこうと思います。

そうしましたら、参考資料5の22ページを御覧いただければと思います。今画面にあります一番下のところに選定の前提がございます。こちら、読み上げさせていただきます。

「以下のアからエまでのいずれにも該当する特定外来生物を要緊急対処特定外来生物の選定の対象とする」と考えてございます。1つ目ですけれども、「原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的であること」を挙げてございます。

2点目でございます。まん延した場合には、著しく重大な被害が生じるおそれがあるということを挙げてございます。具体的には、その下の①から③で挙げておりますけれども、このどれか1つに該当することをもって、このイに適合したということで考えます。①は、人に対して死亡や重篤な後遺症に至るなど重大な被害が及ぶ危険性があるということ、2つ目は、生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあるということ、3番目に、農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあるということで挙げさせていただいております。

続きまして、3番目ですけれども、ウを御紹介させていただきます。まん延した場合には、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあることを挙げております。これまでの通常の生活様式を変えざるを得ないようなものですとか、そういったことを想定しております。

最後、4つ目ですけれども、エを御紹介させていただきます。今回の要緊急対処特定外来生物に指定しますと、従来の特定外来生物では手が届かなかった検出等も可能になりますので、逆に言いますと、そういった措置がなければ対応できないような性質があるというようなものを求めています。例えば容易にほかのものに付着等することによって移動したりですとか、拡散し得るとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であること、こういったことを要件として考えてございます。

この選定の前提を踏まえまして、資料は戻っていただきまして、資料3-1の評価の理

由を書かせていただいております。読み上げさせていただきます。まず、ヒアリ、アカカミアリの分布拡散にともない、世界的に生態系、人の生命身体への影響が見られている。ここからが1つ目の、定着をしていない、又は分布が局地的であるというところに合致する内容ですけれども、日本においては、ヒアリの定着は未確認であるものの定着の危険性が高まっている状態であり、アカカミアリは硫黄島でのみ定着が確認されているものの、港湾等での確認事例が頻発している状況である。いわゆるヒアリ類と呼ばれる4種群のうち残りの21種は国内で未確認もしくは定着は確認されていないということでございます。

続いて、まん延した場合に著しく重大な被害が生じるおそれがあることに対応した文言ですけれども、万一、これらがまん延した場合には、刺傷による重篤なアレルギー反応により、死亡に至る危険性や後遺症が残る場合がある。

次に、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあることに該当する文言ですけれども、また、刺傷被害へのおそれから、まん延地域においては公園の利用や花見等といった日常の生活や野外活動に支障が出るのが考えられるほか、医療費や被害防止にあたっての一般家庭の費用負担が増加するなど、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがある。

最後ですけれども、地面での営巣だけではなく、人工物の隙間、電子機器等を含む様々な物品、海上コンテナ等で営巣可能であることから、容易に物品等に付着することで移動し、拡散する可能性があり、また、消毒または廃棄を行わない限り、ヒアリ類を物理的に取り除くことは困難である、これが最後の基準に合致する内容として挙げさせていただいております。

最後に、今回、ヒアリのそれぞれの種だけではなくて、交雑個体も対象にしている理由としまして、これらについては形態的に酷似していること、それから、分類が困難であること、交雑個体を形成すること、生態的にも類似しており同様の被害を及ぼすおそれがあることから、交雑個体の指定が必要であるということで書かせていただいております。

それから、今回、要緊急対処特定外来生物について、従来の特定期外生物では対応できないということについて、参考資料を用いて補足させていただければと思います。

参考資料は、参考資料の2番を御覧いただければと思います。ページは5ページをお願いします。一番下のオレンジ色の枠を御覧いただければと思いますが、ヒアリについては、既に特定外来生物になっておりますけれども、この状態ですと、通関後の物品等に対して、検査、消毒廃棄命令等ができないというような状況がございます。これを要緊急対

処特定外来生物にすることで、通関後の物品、施設や土地にこれがあるおそれがあるときに、検査、消毒廃棄命令等が可能になります。

続いて、2つ目のポツですけれども、専門家による特定外来生物の同定作業中は、任意の移動停止の協力依頼のみでありまして、限界がある状況ですけれども、これを要緊急対処特定外来生物にしますと、同定の作業中も物品等の移動停止ができるということになります。

それから、最後、3ポツ目ですけれども、事業者との連携にかかる根拠規定がないところですが、これを要緊急対処特定外来生物にしますと、国が対処指針を定めることを法定化しまして、事業者との連携を強化できるということになってございます。

内容としましてはこういった内容なのですが、次のページを御覧いただきますと、赤色の部分が要緊急対処特定外来生物でないと対応できない部分でありまして、目で見ると、要緊急対処特定外来生物に指定することで、大分守備範囲が広まるということが分かりやすいのかなと思っております。

続きまして、先日開催しましたグループ会合での議論について御紹介させていただければと思いますので、資料の2番を御覧いただければと思います。29日に開催したグループ会合では、今回、案とお示ししておりますヒアリ類、そして、交雑個体について、要緊急対処特定外来生物に選定することについて、異議なしということで御議論いただいております。

それから、関連する御指摘としまして、指定後の措置としまして、今回、指定対象とする生物の名称が学名とそのカタカナ書きとなっているけれども、公表、普及啓発する際にはその指定の内容・範囲が分かりやすいように工夫する必要があるというような御指摘をいただいております。これについては、このグループ会合の委員とも御相談させていただきながら、こういった方法が可能か検討していきたいと考えてございます。

長くなりましたが、ヒアリ類の指定につきまして御説明させていただきました。これについて御議論いただければと思いますので、進行を座長にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【村上座長】 それでは、引き続き、昆虫类等陸生節足動物のグループ会合の石井座長より補足をお願いします。

【石井実委員】 石井でございます。ありがとうございます。

今、大体御説明いただいたとおりですけれども、9月29日に開催しました昆虫类等陸生

節足動物のグループ会合において、本件について意見交換を行いました。結論としましては、提案のとおり、特定外来生物被害防止基本方針に基づく評価の理由によりまして、ヒアリ類4種群23種及び各種間の交雑個体を要緊急対処特定外来生物に選定するのが適当という結論になりました。委員からは特に反対の意見はありませんで、時宜を得た選定であるとして、評価の理由、それから、選定種ともに賛意が示されました。

会議では、このような意見が出たというのを少し紹介いたします。種とか種群の扱いというのは分類学の進展、あるいは分類研究者によって異なる可能性がありますので、必ず公表の際には種名リストを明記する必要があるという意見が出されました。これにつきましては、先ほど御説明のあった資料3-1の1ページのところですね、種群ごとにそれに属する種名を示していただいております。それから、先ほど紹介もあったのですけれども、種名とか種群の名称について、ここにもありますが、ユーザーにとっては学名とか、そのカタカナ書きというのは分かりにくいのではないかという意見が出されました。しかし、適当な和名がないということもありまして、これも先ほど御紹介があったように、引き続き検討し、工夫をするということになっています。

それ以外にも、水際となる港湾での具体的な対応、あるいはヒアリ類の侵入や定着状況、それから、指定後の効果の検証ですね、これらについても質疑応答がなされております。

興味深い意見を1つ紹介いたします。飼料に付着して侵入した外来のクモ類が牧場で繁殖したという事例があるそうでして、ヒアリ類が同様のルート、手段で直接内陸部に侵入するケースが想定されるかもしれないというような指摘がありました。御紹介しておきたいと思います。

以上でございます。

【村上座長】 ありがとうございます。

それでは、今までの説明について、御意見、御質問、どこからでも結構です。

【細谷委員】 近大の細谷でございます。

今、高瀬さんから説明、石井さんからも説明がありましたけれども、指定後の措置について、資料2の2になります。ここで問題になるのは、指定対象とする生物の名称が学名とそのカタカナ書きになっているけれども、公表や普及の際は一般の方にも指定の内容・範囲が分かりやすいようにということなのですが、当然、和名があると対処しやすいのですが、安易に和名をつけるべきではないのではないかということなんですね。場合によっ

ては、それぞれがイメージしている種とずれが生じてきますから、このところは何が何でも、まずは学名を種にしておいて、それに従ってカタカナ書きが必要な場合にはそれで。あえて和名をつける必要があるかどうか。つける場合には、確実にオーソライズされた、例えば昆虫学会だとか、そういったところを出すようにしないと混乱を生じるのではないかと思っています。

それともう1つは、実際にもう既に曖昧なところがあって、資料2の上のほう、1番のところですが、中黒の1番ですが、「ヒアリ類」と書いてあります。1番の2つ目の中黒、「ヒアリ」とありますが、この辺も実際に、下のほうは種を指すものだと思いますが、その説明ぶりはむしろ「ヒアリ類」ではないのかなと思うんですね。既にそこに、それぞれがイメージすることにおいて誤解を生じさせる余地が出てきていると言えますので、この辺はしっかり分類学と照合させながら命名の方法を考えるべきではないかと考えています。

以上です。

【村上座長】 今の意見に関して何かございますか。和名は、えらいいいかげんな和名をつけられると後で迷惑するのがありますから、それは学会でオーソライズしたほうが望ましいというのは確かだと思いますね。

あとのほうの「ヒアリ類」の中に書いてあることが同じような内容になっているということですか。その辺の「類」と書いていることと「種群」と書いてあるやつとの差ですか。よく分からなかった。

【細谷委員】 ごめんなさい、説明が悪いんですが、もう少し具体的に言いますと、「ヒアリ」と「ヒアリ類」と、それとタクソノミック（分類学的）に考えるときに、これは1つのタクソン（分類群）にまとめることができないんですか。例えばヒアリ亜科であるとかヒアリ属だと、「類」というのは、分類学的に若干曖昧のような気がするんですね。今さらながらというか、そもそも論で非常に恐縮なんですけど、そんな感じがいたします。

【村上座長】 「ヒアリ類」、「類」というのは学名の単位ではないので、もう少しちゃんと学名に準じた名前にしなさいという話なんです。この辺は。

【石井実委員】 後で事務局なり環境省から補足をお願いしたいのですが、ヒアリという種がいるんですね。これが先ほどの資料3-1の1ページの2番目のサエヴィスイマ種群の中の真ん中あたりにヒアリという種名の種がありまして、これについては生態等もよく分かっているんです。なので、ヒアリと書いてあるのですが、その後で、結

構複雑なことになっていることがわかり、種群という考え方が出てきたことを受けて、ここではそれらを含めて「ヒアリ類」と呼ぶことを専門家のグループ会合では認めたわけです。それなので、ここに書いてある記述内容、「ヒアリ類」と「ヒアリ」の使い分けは正しいとグループ会合では考えています。

あと、和名についても少し議論したのですけれども、「ヒアリの生物学」という本があるようで、そこに和名は出ているのですが、これを使うのにも課題があるというような議論がなされています。ソレノプシスと言うよりもヒアリと言ってくれたほうがよく分かるんですけどね。なので、いろいろ議論した結果、引き続き検討しましょうというふうになったということです。

【環境省 外来生物対策室大林室長】 外来生物対策室長の大林でございます。今回、まず特定外来生物に指定した上で要緊急対処特定外来生物が選ばれるということになっています。石井座長がおっしゃったとおりで、特定外来生物に数年前に指定しているのですけれども、そのとき、こういうふうなソレノプシス・ゲミナタなどの4種群が認定されて、それをヒアリ類と呼ぼうということになりまして、今回それをそのまま要緊急対処特定外来生物を選定しようという流れになっています。また、特にヒアリというのが、先ほど高瀬のほうから説明したように、生命身体、または生活に非常に大きな影響を与えるということがありまして、まずヒアリというのを指定しよう。その上で、ほとんど似た仲間たち、アカカミアリは結構亜種が混じっていますけれども、仲間たちも交雑するという、また生態も一緒だということで、これをそのまま指定しないと効力が発揮できないだろうということで、このまま指定するという流れになっております。

以上です。

【村上座長】 今のでよろしいですね。

ほかにございますか。

【岩崎委員】 御説明、どうもありがとうございました。ヒアリ類の日本への侵入状況をお伺いしたいんですけども、これまでヒアリがあちこちの港湾で見つかったという、そういうことはマスメディアなどで確認されているのですが、アカカミアリもありましたかね。それ以外の、今回は合計4種群23種が要緊急対処という特定外来生物に指定されるわけで、そうしますと、同定している間にその物資を止めなければいけないということがありますよね。これまでヒアリは同定して見つかったけれども、あるいはアカカミアリは見つかったけれども、それ以外の種群は、見つかったけれども、ヒアリではない、だからと

いう、そういう扱いであったのか、それとも、ヒアリ、アカカミ類以外は全然日本では侵入していないのか、見つかっていないのか、そのあたりをお伺いしたいのです。

【大林室長】 大林です。今までヒアリに関しましては、90事例発見されています。アカカミアリに関しても100事例ということで書いております。そのほかに関しましては、今ちょうど映っていますね、一番下の3つ目のポツ、ソレノプスイス・ゲミナタ種群のところで1回確認された例がある。それ以外は今のところございません。

【岩崎委員】 もうそういう状況だということですね。ここに書いてあるということで、それ以外のものはほとんど見つかっていないと。了解しました。

以上です。

【大林室長】 今後どのようなになるかは分からないということです。

【岩崎委員】 ありがとうございます。

【岡委員】 属の学名のカタカナ表記なんですけれども、今回、「ソレノプスイス」と書いてあるんですが、環境省の別の文書は多分、特定外来生物に指定されたときは、「ソレノプシス」と書いてあったと思うんですけれども、どちらが正しいんですか、また、統一する必要はないんでしょうか、それとも揺れているんでしょうか。

【石井実委員】 石井です。私が発言するのは変かもしれないですけれども、会議の中で私もそれは確認しています。普通、学名の表記だったら「スイス」じゃなくて「シス」だろうと発言したんですけれども、これは先ほども大林室長からあったように、かなり以前にヒアリ類を特定外来生物に指定したときからこの表記になっているんです。そのため、今は変えられないという認識です。

【岡委員】 そうですか。分かりました。

【村上座長】 ほかにございますか。

意見がないようでしたら、当特定外来生物専門家会合として、ヒアリ類（ソレノプスイス・ゲミナタ種群、ソレノプスイス・サエヴィスイマ種群、ソレノプスイス・トゥリデンス種群及びソレノプスイス・ヴィルレンス種群に属する種並びに4種群に属する種間の交雑個体）を、資料3-1の評価の理由に基づき、要緊急特定外来生物に指定するべしとの結論としたいと思いますが、いかがですか。専門家グループの答申を尊重して、それでオーケーということにしたいと思いますが、これに対して、反対の方、ありますか。あったら挙手してください。

そうしたら、一同了承されたものとして扱います。

それでは、議事(3)「特定外来生物の選定及び適用除外とする規制の内容について」に進みたいと思います。

環境省から説明をお願いします。

【高瀬補佐】 環境省外来生物対策室、高瀬です。まず、今回は、適用除外とする生物について、アカミミガメとアメリカザリガニがございますけれども、これらを同じ流れで御議論いただければと思っております。

まず、この2種につきまして、生息状況ですとか、被害の状況について御説明させていただければと思います。

今御覧いただいている資料3-2の2ページ目を御覧いただければと思います。こちら先ほどのヒアリと同様の法制としておりまして、特定外来生物に指定する理由として、評価の理由という欄を書かせていただいております。一言で言いますと、生態系への被害があるということを書かせていただいておりますが、この場で読み上げさせていただこうと思います

評価の理由、全国各地に定着しており、在来カメ類と競合が生じ、在来カメ類に影響を及ぼす。また、食性が多岐にわたるため在来生物群集に大きな影響を与えると考えられる。ペットとして大量に輸入された過去があり、2019年時点の飼育数は約110万世帯/160万匹ということになっています。野外では約930万個体が生息すると推定されており、飼育個体の放逐による拡散リスクがある。頑強で汚染に強く、都市部の汚れた水域でも生存できるため、一度放逐されると定着する可能性が高い点も脅威と考えられる。こうした考え方でこのアカミミガメを特定外来生物に指定したいと考えてございます。

続きまして、アメリカザリガニについて御紹介させていただきます。

2ページ目を御覧いただければと思います。評価の理由を御覧いただければと思います。こちらも同様に、生態系への被害ということで指定しようと考えておりますけれども、読み上げさせていただきますと、アメリカザリガニは多様な小動物を捕食したり、水草を切断して水生植物群落を破壊することで劇的な生態系の変化を引き起こす。既に日本全国に広く定着しており、水生植物の消失や水生昆虫の局所的な絶滅を引き起こしているほか、魚類や両生類などの生息に悪影響を及ぼしている。また、ザリガニペストや白斑病のキャリアになることから、ニホンザリガニの生息地に侵入すれば、ニホンザリガニを含む淡水生態系に大きな影響を与える可能性がある。身近な水生生物として親しまれて釣りや飼育が多く行われており、飼育個体等の放逐による拡散リスクが常に存在する。こうい

った理由でアメリカザリガニを特定外来生物に指定したいと考えてございます。これが特定外来生物の選定の理由の案でございます。

続きまして、この2種に関わる適用除外の範囲について御説明させていただこうと思っております。

【環境省 外来生物対策室水崎室長補佐（総括）】 外来生物対策室の水崎と申します。資料4について説明させていただきます。

まず、4-1の上の箱にある部分ですけれども、こちらが先ほど参考資料5にありました基本方針の抜粋となっております。特に中段の太字下線のところがございますけれども、特定外来生物としてのアカミミガメ、アメリカザリガニ、選定する際にどんな規制を除外するのかということもこの専門家会合で同時に検討させていただくという形になっております。また、先ほど成島委員から御質問のあった「当分の間」につきましては、規制開始、適用除外をする時点でどれぐらいの間かと定めることもできますし、また、定めないと、状況を見ながら考えていくということもできるわけですけれども、今回の2種に関しては、飼育数がかかなり多い、野外にもかなりいるという状態ですので、そういった状況を見ながら、適用除外をなくす時期というのは最初から定めずに、状況を見ながら検討していくという形で考えてございます。

続いて、資料4の別紙で、実際どんなことを適用除外にするかというところを記載してございます。こちらの表は、アカミミガメ、アメリカザリガニ、両方共通の適用除外とする考えで整理してございます。2行ございまして、上の特定外来生物（適用除外なし）というのが従来の特特定外来生物の規制内容でして、その下の段の条件付特定外来生物といたしますのが、今回のアカミミガメ、アメリカザリガニを想定した規制として考えてございます。

まず、上のほうですけれども、これは飼養等から、輸入、譲渡し等、放出まで一通り規制されるということで、この飼養等の中には、生きたままの運搬も含まれていることとなっております。

アカミミガメ、アメリカザリガニにつきましては、飼養等の許可、規制については、販売ですとか、頒布をするのが目的で、こういった形で飼養等をする場合には従来の特特定外来生物同様に許可申請をしていただくということで考えてございます。また、その他の目的につきましては、許可申請は不要なんですけれども、業として行う場合、例えば販売、売り買いはしないけれども、水族館で展示をするだけとか、学校で教育目的で飼育をする

とか、そういった方に関しては飼養等基準を守っていただく、法に基づく基準を守って、逃がさないような施設で飼っていただく、そういった規制をかける、ただし、許可申請は必要ない、そういった立てつけを考えてございます。

その他のごく一般の方がペットとして飼うようなケースでは、許可申請も要りませんし、基準を遵守する義務も発生しないということで考えております。

また、譲渡し等につきましては、販売と購入と頒布、こういったことを行う場合には許可が必要であるといった立てつけで、そのほかの目的では、特段許可申請などは要らないという形を想定してございます。

これら、許可を出す目的としては、従来の特定外来生物と同じく、学術研究ですとか、展示、教育、生業の維持等の目的に限られますので、そういった方に対して申請があれば許可を出していくという形になります。

また、輸入、放出に関しましては、従来と同様の立てつけを考えているところでございます。

資料4は以上となります。

【高瀬補佐】 資料5を御覧いただければと思います。種類名証明書添付生物の例ということで、何かといいますと、特定外来生物に指定されますと、その種そのものは輸入の規制がかかります。その一方で、似た種類も世の中には存在するところ、そういった種についても、それは特定外来生物には指定しないのですけれども、輸入の際に、その種がどういった種なのかというのを証明する資料を提出していただくということになっております。今回、アカミミガメを特定外来生物に指定することに伴いまして、上の大きな枠の、今ポインターといいますか、矢印がありますけれども、一番右側の下線部のところ、こちらを種類名証明書添付生物に追加したいと考えております。具体的には、アカミミガメ属の全種、それから、種としてアカミミガメとクーターガメ属、そして、アカミミガメとニシキガメ属に属する種間の交雑により生じた生物、これを指定したいと考えてございます。

一方で、アメリカザリガニにつきましては、これまでほかのザリガニ科を指定した際に、種類名証明書添付生物というのをアメリカザリガニ科の全種も含めて指定してきておりますので、アメリカザリガニの特定外来生物の指定に伴って新たに指定する種類名証明書添付生物というのは考えてございません。少しマニアックな内容でしたけれども、こういったことも今回の指定に伴って対応させていただきたいと考えてございます。

それから、資料2を御紹介させていただければと思います。2ページを御覧いただきまして、9月に開催したグループ会合の概要でございます。先ほど御紹介させていただいたアカミミガメを一部規定の適用除外付で特定外来生物に選定することについて、異議なしということで御議論いただいております。また、その規定の適用除外とする範囲についても、異議なしということでございます。

また、資料5でも御説明させていただきました、種類名証明書添付生物についても、このように御指摘いただいております。当初、事務局のほうで考えていた案が、アカミミガメ属全種ということだったんですけれども、先生方からこういった御指摘をいただいて、修正をしている関係で、ほかは異議なしとなっているんですが、こちらは妥当という表現になっておりますけれども、いずれにしましても、このグループ会合での御議論を踏まえた案を本日はお示しさせていただきます。

それから、指定後の措置についてというところですが、大きく2つポイントがあるのかなと思っておりますが、まず、普及啓発の部分ですけれども、野外で採集した個体を指定後も飼育できる一方で、アカミミガメのような寿命の長い生き物を終生飼育するには、重い責任と覚悟が伴うことを伝える必要があるというような御指摘をいただいております。そして、もう1つのポイントとしまして、野外での防除のことでありまして、2ポツですけれども、流通を止めるだけでは野外の個体数を減らすには不十分であり、積極的に防除が必要であるということで御指摘いただいております。優先順位や防除主体について考えていく必要があるということで御議論いただいております。

続きまして、もう1つのアメリカザリガニについて御議論いただいた無脊椎動物のグループ会合の議論の概要を御紹介させていただければと思います。こちらについても本日御紹介させていただいた案について、異議なしということで御議論いただいております。関連して、指定後の措置について御指摘をいただいております。

まず、広報につきましては、3つほど御指摘いただいておりますけれども、今回、規制される行為は明記されておりますけれども、許可不要の行為については、その他の目的に含まれているので、これについては普及啓発の段階では、その規制される行為について明記することも含めて工夫するよという御指摘をいただいております。それから、飼育するときにも最後まで責任を持って飼っていただくということを伝えてほしいという御指摘もいただいております。

それから、1つ目のポツの3つ目の矢印ですけれども、通常の、適用除外の無い特定外

来生物と今回の適用除外有りの特定外来生物の名称を区別しない方針であると、一般の人々の間で混乱が生じるおそれがあるので、工夫するような御指摘もいただいております。

それから、もう1つの軸としまして、野外での防除の話も御指摘いただいております。2の一番最後のポツですけれども、人為的な移入が規制されても、既にいる個体が自力で拡散できるため、これを防がないと未侵入地への侵入は阻止できない。そのため、防除の優良事例の共有ですとか、技術開発等を進めていく必要があると。そして、防除を続けてきた、あるいは今後防除を行いたいとの意思を示した団体、組織への支援も行う必要があるというような御指摘もいただいております。環境省としましては、防除のマニュアルを作成してきておりまして、こういったことも世の中に御紹介させていただきながら対応していきたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、アカミミガメとアメリカザリガニの関係部分について御説明させていただきました。

進行を座長にお返ししたいと思います。御議論のほど、よろしく願いいたします。

【村上座長】 それでは、まず、議論を2つ同時にやると難しいので、アカミミガメについてやります。爬虫類両生類のグループ会合の長谷川座長よりコメントをお願いします。

【長谷川委員】 長谷川です。9月22日に専門家グループ会合が開催されまして、先ほど環境省さんのほうから議論の概要については、適切に要約したものをお話しいただけたと思っております。なので、私のほうから特段重大事をコメントする必要はないかなと思っておりますが、ちょっとだけお話をします。

2005年に前太田委員から引き継いで、その段階から、アカミミガメの問題は要注意対策種として、その中でも様々な、日本に広がってしまったアカミミガメをどうやって駆除するなり、あるいは拡散防止するなりしていくということを取り組んできました。その中で、ペットとして輸入されるというのが大本でしたので、安価な形で多くの人たちに行き渡って、結局は放たれてしまうということが表立ったので、何としてでもペットとしては輸入をしっかりと止めるのだということが、アカミミガメの外来種対策のスタートであったと思っています。なので、今回、既に飼育されている個体が安易に放逐されないように規定の適用除外のことについても様々な工夫をしていただいたことによって、引き続き、大切に飼ってもらおうと、そういうペットとの付き合い方についても、節度を持って、ペット飼育をするということについての教育的な配慮を、この外来種の指定に伴っていろいろと

多くの子供たちにも伝えていくということ、親御さんたちにも伝えていくことができたという意味では、とてもよかったかなと思っています。流通を止めるだけでは野外の個体数を減らすことは不十分であるということについても、根拠としての特定外来種に指定していただいている段取りになったことで、よかったかなと思っています。そういう形です。

それと、カメは水辺の生態系においての、ザリガニよりはちょっと上ですけども、在来タヌキとか、そういったものに卵を捕食されるという面もあることが分かってきましたので、日本の在来捕食者の個体群を再生することを通じて、日本の水辺の生態系をうまく戻していくという、そういう面もこれから大事になるのかなと思っています。

私からは以上です。よろしくお願いします。

【村上座長】 ありがとうございます。それでは、アカミミガメについて、どこからでも、質問、意見を出してください。

【成島委員】 御説明ありがとうございます。私から2点御質問させていただきたいのですけれども、1点は、資料4-1の1で、「当分の間」ということで、先ほど御説明いただきました。私もそれが現実的な解決法だと思うのですけれども、ただ、黙っていても適用除外になるような状況になるかというのは分からないわけですね。ということは、環境省が組織的にモニタリングをしていって、そういった状況を見極めるという、そういう体制にあるということなのかどうかということをお教えいただきたい。

もう1点は、流通を止めるだけでは無理だということで、予算を投じて積極的に防除することが必要だということは、私もそのとおりだと思うのですけれども、現状は、例えば幾つかの水族館では、アカミミガメを含めて、特定外来種を預かっているというか、寄附というんでしょうかね、飼われている方が持ってこられて、水族館に預けているということがありますよね。たくさん来るので、動物福祉上は問題になっている場所もあるわけです。環境省の方針としては終生飼育ということになっているわけですが、終生飼育と動物駆除との間の結構なバッティングがあるということと、それから、もちろん特定外来生物種自体には罪はないわけですが、ある時点でガイドラインをつくっていただいて、安楽殺もやむを得ないという、そういうふうなことを考えていかないと、この問題は解決しないと思うんですね。そこら辺について環境省がどういうふう考えているか、お知らせいただきたいんです。

【水崎補佐】 外来室、水崎です。成島委員、御指摘ありがとうございます。

まず、「当分の間」に関してモニタリングなどするのかという点ですけれども、現時点でどのぐらいの方が飼育されているのかというのがアンケート調査を基に算出しておりますので、そういったアンケート調査などは定期的に行っていくのかなと思いますし、野外のところはなかなか正確な把握は難しいと思いますけれども、別のステップに入るときにはそういったところも改めて文献調査を含めてやっていくのかというふうには思います。

あと、2点目につきまして、これは御質問の趣旨とひょっとしたらずれてしまうかもしれないですけれども、後段のガイドラインにつきましては、アカミミガメの防除のマニュアルではあるんですが、防除のマニュアルの中で、冷凍ですとか、そういった形での処分方法についても記載をさせていただいておりますので、そういった中で参考にしながら対応していただけたらと考えております。

今回、基本的には終生飼育をしていただきたいという中で、そうはいつでもどうしても難しいケースが出てくるだろうということで、無償譲渡ですね、お友達とかに譲る、そういった行為は許可申請も不要という形にしておりますので、まずそういったステップを踏んでいただきたいと思っております。それでもやむを得ない場合に、先ほどの処分という話も出てくるかと思いますが、そういった法的にも少しワンクッション入れさせていただいたというところでございます。

【成島委員】 分かりました。ありがとうございます。私の意図は、水族館で自発的にこういう特定外来生物をお客様からお預かりして飼育しているところは結構あるんですよ。もちろん御案内だと思いますけれども。ですが、どんどん増えてきてしまって、手いっぱいになっているということなんです。それについて、いろいろな方々から御意見をいただいて、せっかく飼っているのにこれは動物虐待ではないかなんて、反対になって、水族館が責められるという場合もあるわけですよ。でも、環境省のほうとしては終生飼育だということで、これは特定外来になった動物自体には罪がないので、私たちの責任でやっているんですということになるんですけれども、やはりそうはいつでも限りがありますので、ある程度ガイドラインみたいなのをつくって、水族館に集められたものについても場合によっては安楽殺もやむを得ないんだみたいな、そういうふうな風潮みたいなのができるといいなと思って質問させていただきました。

以上です。

【村上座長】 取りあえずは終生飼育という段階をバッファーを設けた後、そういった問題についても検討するという話ですよ。だから、最初から処分法を書くと、確かに終生

飼育というのはおかしくなるので。ただ、この前に、ちょっと気になるのは、野外に放すなというのが前提で、野外に放した場合、非常に影響が大きいので、野外に放さないことを前提として、それを満たすためには終生飼育が必要なんだという話にしないと、その部分の説明は最初に現状の問題点を書いておかないといけないと思いますけれども、これは普及啓発の中で図るということのようですね。

【長谷川委員】 安楽死の件ですけれども、水族館とか、人目につく場所に一度受け入れた段階でまた安楽死というよりは、できるだけプロが野外のアカミミガメ等を防除した段階で、その段階で安楽死という形で処理させてもらっているということは現状あります。なので、確にかわいがっている感じのところから、そこから安楽死するというよりは、できるだけ、ちょっと言葉は悪いんですけども、きちんと個体群を制御していくという観点の段階を節とした上で、それでも個人でどうしても飼えなくなって、水族館等で対応するということがあると思います。水族館が人気を得るために、どうなるか分からないけれど、とにかく、うちで何とかしますからといって、ただ集めるようなことにならないようにしてほしいなということは思っております。

【成島委員】 おっしゃるとおりだと思います。

【村上座長】 これに対しては、環境省は、今、引受け先で苦勞されるところに対して何らかの対処はされるんですか。

【大林室長】 終生飼養で、引き取ったところに対する対処。

【村上座長】 特に大量に引き取った場合のところは、かなり数が多いですし、しかも、そこが教育施設みたいな、水族館みたいな場所では、きっと議論になるでしょうね。だから、迂闊な処分なんかすると、多分問題になるんですけども、それを普及啓発だけで、ほかのものと一緒にするというわけにいかんと思いますが、それは今後の検討ですか。

【大林室長】 まず終生飼養ということは、基本的には、今飼っている個体、一般家庭で飼育されている個体についてということで、もちろんほかでも一緒なんですけれども、忘れてはならないのは、なぜ今回、アカミミガメを特定外来生物に指定したかということで、生態系に悪影響を与える、その上、それを野外から防除していくということが大事だと考えています。ですので、防除個体を大量にというか、防除された個体を全て終生飼育をしないとけないということではなくて、それを考えていると防除が進まないということになると本末転倒になりますので、そこはアカミミガメ防除の手引でも書いてあるように、処分のことも考えてということだと考えています。日本動物園水族館協会さんには、

昨年度ですか、アンケートもさせていただきまして、いろいろ現状等伺っておりますので、またそれについては一緒に検討させていただきたいと思っております。

【石井信夫委員】 質問が1つなんですけれども、資料4-1の適用除外の内容についてというところの②なんですけど、「アカミミガメの飼養を業として行う者」というのは、説明を聞いていると、具体的には水族館とか動物園だけなのかなと思いますが、それで間違いがないのかなということが1つです。

それで、許可手続が不要ということになって、告示で定める飼養基準を遵守すればいいということになっていますが、この遵守しているかどうかというのは、自主的に判断するという理解でいいかということです。業として行う方が水族館とか動物園であれば、これはそんなに心配しなくてもいいんですけれども、ほかのケースというのも私が気がつかないだけであるのかなという確認をしたいと思います。

以上です。

【水崎補佐】 石井信夫先生、御指摘ありがとうございます。資料4の別紙を御覧いただければと思いますけれども、こちら、飼養等の下の段のその他の目的に※4でちょっと小さく書いてあるのですが、「業として行う」ということの意味合いなんですけれども、同じ行為を反復継続して行う、また、社会通念上、事業の遂行と見ることができるというようなケースを想定してしまっていて、水族館のほかには、学校で教育目的で飼うとか、そういったことも想定されるかなというふうに思っております。

2点目の御指摘の基準を守っているかということに関しては、基本的には各自で守っていただくと、よほど何か問題事例などの情報があれば、環境省のほうで見に行くということもあり得るとは思いますけれども、基本的には自主的に守っていただくということを想定しております。

【石井信夫委員】 ありがとうございます。分かりました。水族館、動物園等でなくても、学校等で継続的に教育目的で飼養する場合も考えられると、そこら辺の説明があると分かりやすいかと思われました。ありがとうございます。

【村上座長】 ほかにございますか。

アカミミガメはこれで終了しまして、アメリカザリガニについての説明ということで、まずは座長の岩崎さん、補足説明をお願いします。

【岩崎委員】 資料2の専門家グループ会合（無脊椎動物）議論の概要というところで、異議なく、規制の適用除外をするということは了承されましたけれども、やっぱりミシシ

ッピアカミミガメ以上に、多くの家庭で、それから、多くの学校で既に飼育されているという状況がありますので、さらにアメリカザリガニを休耕田で飼育して、食料にしようということもありましたので、ともかく、今回の規制の適用除外をするということ、それについては紛れのないように広報をしっかりとさせていただきたいという、そういう意見が強かったです。それが2番の指定後の措置についての1つ目の、先ほど高瀬さんから御説明があった、そういう3つをしっかりとさせていただきたい。特に子供たちに、特定外来生物はどういうことをしていいけれども、どういうことをしてはいけない、だけれども、例外的にアメリカザリガニとミシシッピアカミミガメは、こういうことはいいけれども、こういうことはいけないんだよという、そういうことを特に紛れがないように広報を工夫していただきたい。そこには、先ほど水崎さんですか、説明があったように、学校は業として飼育するということになりますから、学校では飼育、飼養してはいけないということになるんですけども、学校関係者、文科省の方々も含めて、学校教育での広報の仕方といったことも工夫していただきたいという、そういう意見が幾つも上がりました。

それから、次は、2の指定後の措置の1つ目の中黒の矢印の3つ目なんですけれども、先ほど高瀬さんから説明がありましたが、これ、販売、頒布はいけない、それから、その目的での飼養、運搬などはいけないけれども、それ以外はいいんだよということならば、これ、例えば特定外来生物に別の名称をつけたらどうか。国内希少指定野生動植物のように第1種、第2種という。第2種は販売はいけないよという、それとよく似ているから、例えばそれこそ第2種特定外来生物という名前を分けたらどうかという、そういうような御意見もあったのですけれども、環境省としては、それはしないということで案が来たのだと思います。

そこで環境省にお聞きしたいんですけれども、昨日、差替えでいただいた資料の4別紙を見ていただきたいんですが、資料4の別紙は、差替え前は、一番左の列が「特定外来生物（適用除外なし）」と、「ミシシッピアカミミガメ・アメリカザリガニ」になっていたところが、差替え後は「条件付特定外来生物」になっているんですね。これ、初めて、昨日、差替えで、今、そこを指していただいているところですね、これは条件付特定外来生物という、特別な名称をつけるということではなくて、あくまでも条件付特定外来生物という、そういう名称を広報のためにつけたという理解でよろしいですね。もしこのままの資料が出ますと、特定外来生物と条件付特定外来生物と、そういうカテゴリーができたのかというふうに思われかねないので、そこで伺っているんですが。

【水崎補佐】 水崎です。御指摘ありがとうございます。こちらの条件付特定外来生物につきましては、法令上何か定めるものではないんですけれども、通称として検討しているところがございますので、御指摘のような懸念がないような周知というか、そういったところを気をつけていければと思います。

【岩崎委員】 確認しますけれども、法令上のそういう定めはそれはないけれども、将来そういうふうにしたいという、名称を変えたいということであるのか、あるいはあくまでも広報のために使っているだけであるのか、もう一度確認をしたいのですが。

【水崎補佐】 あくまで広報のためにという趣旨でございます。

【岩崎委員】 分かりました。そうすると、この書き方はいいのかなという、ちょっと気になるんですけれども、条件付特定外来生物というカテゴリーができたというふうに思われていませんか。それは大丈夫ですか。別紙で。むしろこれが分かりやすいので、あちこちに流れていくと思うんですけれども。

【水崎補佐】 分かりやすい形でとは思っていますので、このような表現で行ければというふうに思っております。

【岩崎委員】 分かりました。とにかく私たちとしては分かりやすくそういうふうに広報を工夫していただきたいという、それに対してこういう名前を書いて、広報資料として利用するという、そういうふうにしていただいたら大変ありがたいんですけれども、ちょっと気になるかというところはあります。あくまでもこれはカテゴリーではないよというような形で、条件付の特定外来生物とか、もうちょっと口語的な表現といいますか、法律用語ではないような、そういう形でしたほうが良いかなというふうに、きのう、送っていただきましたので、ちょっと思いましたということが1つです。

【村上座長】 今の件ですけれども、こういう言葉を使うと、ほかの生物もそれにいけるのかなということが、すつといくので、これはアカミミガメ、アメリカザリガニの上に書いて、括弧つきで、条件付特定外来生物（仮称）とか、そういうふうにしてもらったら誤解が起こらないですね。だから、2種を前に出して、括弧して（仮称）としておいたら、まだ緩いかなと思うんですけれども、このままでは、岩崎さんが心配したのも、僕もこれはちょっと気になるなという。何か新しいカテゴリーができて、それで、それに次から次へとほかのものも入るのかなというのが、ちょっと気になります。

【岩崎委員】 私は「条件付の特定外来生物」とか、そういうふうにしたほうが、法律用語ではない、そういうものとして「の」をつけたほうが良いと思います。村上先生が言わ

れたみたい、括弧つきで条件付の特定外来生物の上に、ミシシッピアカミミガメ・アメリカザリガニとつけておくという、そういう。

【村上座長】 先にアメリカザリガニとアカミミガメと出して、その上で括弧して条件付と。

【大林室長】 環境省です。基本的には「条件付特定外来生物」という、ある意味、法律用語ではないんですけども、国会議論でも総称をつけたほうが良いという御議論がありました。今回、アメリカザリガニの議論でも、御助言をいただきましたので、基本的には、ある意味、法律用語ではないんですけども、通称としてはこれを使いたいというふうに思っています。

【村上座長】 説明を入れてもらったら結構です。

【岩崎委員】 あと最後に。グループ会合としては、資料2の一番最後、3番のその他ですけれども、今回、ヒアリ類がそういう形で要緊急対処特定外来生物という、そういうふうに新しいカテゴリーができましたので、生態系被害防止外来種リストが2015年ですか、7年前につくられて以来、何もまだ変わっていないということで、古くなっていますから、それはぜひ更新をしていただきたいし、さらに新たな特定外来生物の新規指定もちょっとまた進めていただきたいという意見がありましたということです。

以上です。

【森本委員】 普及啓発についての意見を申し上げたいのですが、私の理解としては、適用除外の特定外来種を設けるというのは、放逐されるよりは、飼うのを容認して、放逐を防ぐというような、やむを得ない措置ではないかなと私は理解しております。ということで、特定外来種を飼うこと自体、あまり好ましくないことを普及啓発の中で状況を説明していただきたいなど。学校で飼うというのはなるべく止めてほしいというような形の普及啓発の位置づけにさせていただければいいかなと思います。

それから、もう1つは飼養についてですけれども、ザリガニもカメもですが、逃げやすい。ザリガニはちゃんと蓋をしていないと逃げてしまいますし、私が見たところでは、カメの甲羅に穴を開けて、ひもでつないで庭で飼っていて、それが逃げちゃったというようなことがあったと聞いたことがあるのですけれども、そういう形では、逃がさないような飼育の仕方、特に譲渡しない、お子さんに分かるような形でそういう普及啓発を重点を置いていただきたいと思います。これは意見です。

【村上座長】 逃亡を防ぐというのは割と重要なことでしょうね。この辺が普及啓発の中

身に入るのですけれども、今後、学校関係とか、水族館とか、対象者によって指導内容が違ってくるような気がするんですね。普及啓発の内容が。そういうきめ細かなことをしないと、あまり効果を持たない。一般飼養の人に対しての話とはやっぱり違ってくると思うんです。その辺は環境省さんはどうお考えでしょうか。

【水崎補佐】 外来室、水崎です。森本先生、御指摘ありがとうございます。

まず1点目のあまり飼わないような方向で促したほうがよいという点について、今、村上座長からありましたように、学校向けと一般向けで少し工夫する必要があるかなと思っ
ていまして、ごく一般向けですと、今回の規制の検討の過程でも、飼育が規制されるんじゃないかという誤解を生む情報が結構流れたりしていましたので、ちょっとその様子を見ながら、我々も最終的にはあまり飼わないようにという思いはあるんですけれども、そういったこれまでの状況を踏まえながら慎重に検討したいなと思っております。

一方で、学校に関しては、先ほどの業として逃げない施設で飼う、という基準を守って飼う義務が発生したりですとか、万が一、購入する場合には許可手続も必要となりますので、文科省とも協力しながら、どういった規制が発生するかというような周知の中で、少し一般的向けとは違った対応も検討できるかなというふうに思っております。

2点目の規制が全くかからない方への飼い方の普及啓発も大変重要だと思いますので、今後、パンフレットなど作成していく過程でしっかり対応していければと思います。

【村上座長】 割と重要な課題だと思いますが、これは環境省がつくった原案はほかの人が委員会で見るとか、委員として見るとか、チェック体制はあるんですか。普及啓発に関する今後の。何かある程度そういうものを目的とした数名の委員会を構成して、それがチェックするとか、そういうのが僕は必要だと思うんですけれども。

【水崎補佐】 ザリガニのワーキンググループとかもございますので、専門的な部分はそういう方に御意見を伺いながらこれまでもってきておりますし、これからもしたいと思
います。

【村上座長】 一応専門家がそれに関わった話として今後やっていくという話だったら、それで結構です。

【細谷委員】 皆さんの意見、特に委員の方々がおっしゃったこと、全く同感だと思います。少し長くなりますけれども、あのアメリカザリガニを特定外来生物に指定したという、英断に対して、環境省に対して評価したいと思います。なかなか手遅れなのによくやったなということがまず1点と、それと、質問とコメントがあるんですが、まずコメント

のほうを言いたいと思うのですけれども、委員が指摘されているように、啓発という点なのですが、学校においてアメリカザリガニを今後どのように教育に持っていくかということ、学校の先生方は、特定外来生物は意識しないと思います。水辺に親しむということのほうをはるかに理念としてあるはずですから、その辺をどのように先生方に指導していただくかということ。そうすると、私はやっぱり基本的には飼ってはいけないということが大前提になるのではないかと考えております。

それから、岩崎先生から御指摘があったように、条件づけ、あるいは用語はともかくも、普通の特定外来生物ではなくて、条件のついたものを何らかのカテゴリゼーションが必要かなと思うんですね。といいますのは、私は魚類学者なんですが、アメリカザリガニと同様に、現在、水辺の原風景になっているのがブルーギルなんですね。そうしますと、ブルーギルはやっぱりアメリカザリガニと同じように緩くなって、飼ってもいいんじゃないかという誤解を何としてでも抑えなければいけないと思いますので、その線引きですね、アメリカザリガニとブルーギルの線引きもある程度強く意識させないと混乱が生じる、再三言われているように、そのことをすごく気になるところです。

それから、質問なんですが、そもそも論で申し訳ない。この表の中で条件付外来生物の水色のマークが2つありますけれども、一番右側の譲渡しについて、水色のマークがついていますが、これは無償の譲渡を想定していて、学校や水族館、ペットとして、あるいは教材として譲渡しが可能だと言うのですが、私が危惧するのは、これは家庭の間の譲渡し、これが放っておくと、お隣の頒布と同じような効果をもたらすのではないかなど、そういうような危惧をいたします。その辺が私のイメージです。

以上です。

【村上座長】 環境省さん、今の話に何かありますか。

【水崎補佐】 細谷先生、御指摘ありがとうございます。外来室、水崎です。

まず、教育面で、具体的にこれまでやっていたり、これからという点では、例えば教科書会社の方に情報をきちんとお伝えしたりですとか、無理やり書いてくださいとはもちろん言えないわけですが、そういったことですとか、理科教育とか、そういった先生方が集まる研究会のような場できちんと周知をしますとか、そういったことを検討してございますので、先生方にきちんと伝わるようにということを文科省とも相談しながらやっていければと考えております。

2点目なのですが、ちょっと私の説明不足もあって恐縮なのですが、今回の一部

適用除外する特定外来生物というのは、新たに特定外来生物に指定するときだけ規制を抜くことができるという立てつけになりますので、既に特定外来生物になっているものの規制をこれから抜くことができないというのが法律上の立てつけとなっております。

あと3点目ですけれども、家庭間の無償での譲渡は基本的にはできるような立てつけで今考えておりました、おっしゃるとおり、あまり度を越した形で配ってしまうと頒布に当たる可能性はもちろんあると思います。やはりこの部分、まずは流通で金銭的なインセンティブが働くものをきちんと止めるという趣旨と、先ほどアカミミガメのほうでもあったような、どうしても飼えないようなケースの場合にワンクッション置く必要があるかなという中で、今回こういうような形でまずはスタートできればということで考えております。

【細谷委員】 了解しました。ありがとうございます。

【村上座長】 今繁殖したものの措置というのが、アライグマでも起こっていることなのですけれども、実際に自分の家で繁殖させて、それをこっそりとほかの人に譲っていたというケースが出てきて、問題になったんですけどね。だから、そういう話が、今回の場合は、飼育して増えたやつはそれを譲るという話は、これはどうなっているんですか。

【水崎補佐】 無償であって、販売、頒布でないということであれば、繁殖したものを譲る自体は規制がされない、こういうことになります。ただ、今回、細谷委員御指摘のとおり、かなり一般に広く普及といいますか、親しみのある生き物になりますので、ある意味、飼育が規制されるという勘違いを含めて誤解がないような形で、まずは規制を始めさせていただきたい。あらゆるリスクを採用とすると、またそれは一般の方に過度な規制になってしまう部分も部分的に逆に出てきてしまいますので、最初の段階ではこういった形でやらせていただくのがいいのかなと考えております。

【細谷委員】 言葉が悪いんですけども、このところを過度に曖昧にすると、ザル法になりかねないんですよ。言い過ぎです。失言だったらそれで結構なんですが。正直、危惧するところです。現実を考えたときに。大体様子は分かりました。

【岩崎委員】 その他無脊椎動物グループでも、そういった頒布ですね、不特定多数、特定多数に譲り渡すのが頒布、そうでないものは頒布ではないということで、じゃ、不特定多数ってどういうことなのかという、そういう議論はあったんですけども、とにかく私たちのグループとしては、基本的に学校で飼っている、それで理科の参考書とか、そういうところにも、水生生物に親しもうという形で、アメリカザリガニが出てくる。そういう

ことを止めることで、少なくとも、子供たちとか、一般家庭での飼育、それから、今、細谷先生が言われた譲渡し、増えたからあげるわという、そういう形を、倫理的ではあるけれども、学校でそういうのをともかく強く指導していただく、学校でも基本的には飼ってはいけないんだよということだという、そこから子供たちに啓発していくということで、そういった一般家庭の間での譲渡しというのはどんどん減っていくのではないかなど。ちょっと時間はかかるかもしれませんが。とは思いますが。ただし、大人が意図的に、いや、これは頒布ではないと言いつつ、たくさん増えたからあげるという形でというのは、これはあり得るかもしれないので、そうなった場合には、そういうことが分かれば何らかの指導をしていただくことになるかもしれませんが、ちょっと甘いことかもしれませんが、学校教育が鍵を握るかなという点で、文科省、あるいは教育の専門家の方々との連携を強く進めていただきたいなというふうに私は思っています。

【細谷委員】 岩崎先生がおっしゃるのが現実的ですね。すぐには出来ませんので。了解しました。

【大林室長】 今回、細谷先生、褒めていただいた部分もあるんですけども、野外にいる個体、そして、一般家庭で多く広がっている個体で、我々も規制にずっと準備はしてきました。例えば古いところだと、環境省のアカミミガメプロジェクトとか、あとマニュアルを作ったりとか、地道な努力を今回続けてきた中で、法律で規制するというので、今回、輸入とか、放出とか、あとは販売、頒布の流れをまず止めるということを考えています。その中で、本当に特定外来生物、今までのような同じ仕組みにしてしまうと大きな混乱が生じてしまうというところで、そこで、どこの線でやるべきなのかというところで非常に悩んで、今回、この制度にさせていただいたところです。ちょうど間の制度になっておりまして、現実には合わせないところというのがありまして、それですので、法律できちっと規制をするところがあって、それ以外を普及啓発とか、そういう代替のものでやっていくことによって、この流れをしっかりとしたものにしていきたいというふうに環境省としては考えております。

【村上座長】 これ、実効性がどれだけあったかということの検証は何年か後にやるんですか。フォローして。そのときに、その辺の問題がどうなったかというのを見直さんと、そのままいったのではいけないと思うんですけども。法律を改正した場合には、普通5年後に見直しをしますが、これに関してはどうなりますか。

【水崎補佐】 外来室、水崎です。今回も5年後の点検という規定はございますので、そ

ういったところでしっかりやっていくことになるかと思えます。

【村上座長】　ということは、5年後にこの議論がどうなったかは議論して評価できるということですね。

【水崎補佐】　少なくともアンケート調査のような形で、学校でどういうふうに使われているかとか、そういったことと、既に今のデータはありますので、そういったところは検証可能かなと思えます。

【村上座長】　劇的に減ってくればいいんですけどね。分かりました。

ほかにございますか。

意見がないようでしたら、この専門家会合として、アカミミガメとアメリカザリガニを資料4-1、4-2に示す外来生物法の規制の適用除外を前提に、資料3-2、3-3の評価の理由に基づき、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある生物として、特定外来生物に指定すべきという結論でよろしいでしょうか。これに対して意見があって反対という方は手を挙げてください。

無いようですので、一応これに関しては了承されたものと扱います。

それで、今日、いろいろな意見が出てきましたけれども、若干時間がありますので、例えばこんなことはどうかという、今日の課題に関連した話で、これだけは言っておきたいというのがありましたら出してください。

【角野委員】　今回のアカミミガメとアメリカザリガニは、将来的には適用除外を解除して通常の特特定外来生物にするという前提で議論が進んでいますが、適用除外の解除に向けた道筋といいますか、どういう施策あるいは取組をするのか考えておく必要があると思えます。そういう意味で、アメリカザリガニで先ほど議論になった学校における飼育というのは、早急に対応すべき問題の一番いい例だと思えました。学校の教育目的が命の大切さを学ぶという一方で、野外ではどんどん駆除している。それでは子供たちはどう考えたらいいか分からない。子供たちにこそ外来生物問題を正しく理解してほしいので、毅然とした方向性を示すチャンスだと思います。教育委員会とか文科省からのトップダウンということだけではなくて、専門家や子供たちがどう考えているか、いろいろなレベルからの議論が必要です。どうやって将来適用除外を解除するのかということは、今回やってみて、その結果を評価してからという話もあるかと思うのですが、どういう道筋が考えられるのかということは、今から議論しておくべきです。

以上です。

【村上座長】 そのとおりだと思いますね。

【矢原委員】 角野さんの意見を受けての発言ですが、アメリカザリガニとかは、私が小学校時代、いつも捕まえて遊んでいた生き物で、相当長い間、日本の生態系にいるわけで、それを今後どういうふうに管理していくのか、管理目標なしに駆除を推奨しても、実効性が本当にあるのかどうか分からないと思うんですよね。ですから、指定した以上、環境省として責任を持って、アメリカザリガニを今後日本からどういう形で減らしていくのかという管理目標をちゃんとつくっていただきたいと思います。そうしないと、市民のレベルで、小規模で駆除しているのが、一方で、角野さんもおっしゃいましたけれども、子供たちに生き物を殺すというのをやらせていいのかみたいな議論が常に現場ではあるんですよね。ですから、きちんと管理目標をつくって、その管理目標に沿って実効性のある駆除をやっているのだという形にしないと、私は非常にまずいと思っています。

【村上座長】 これに関して環境省さん、何かありますか。

【水崎補佐】 御指摘ありがとうございます。道筋とまで言うのは、これだけ広がっていると正直難しいところもあるんですけれども、優先順位としましては、この2種がまだ分布していない水域も残っておりますので、そういったところに入れれないというのが一番大切だと考えております。また、特にザリガニなどは水域単位で希少種、地域絶滅させてしまうような事例も知られてきましたので、そういった希少種がいるところなどは特に重要なのかな、優先順位高いのかなというふうに考えております。

あとは、ある意味、これまで親しんできた生き物でもある中ですがけれども、都市公園とか、多くの方が触れる場で対策をしていただいているようなNPOですとか行政もございますので、そういったところを支援して、その成果などをきちんと周知して、意義を広げていく、そういったところからやっていくのかと考えております。全面的に均一にやるというのは正直難しいかなと思います。そういったことをやりながら、点検も含めて、今後検討していけたらと考えております。

【村上座長】 ほかに意見ございますか。

【矢原委員】 もう1点よろしいですか。今回の種に関することではないので、ちょっと恐縮なのですが、植物に関してオオキンケイギクとかの駆除で、タネが落ちるといので、とにかく運搬を認めていなかったのに対して、事前に告知すればいいというような緩和措置が取られているのですが、それでも実際の駆除活動の上で、事前に告知してというのは、非常に現実的でなくて、そこは本当に駆除をやるのだったら、もうちょっと緩

和して、駆除活動を促進するようなことをしたほうがよいと思うのですが、その辺いかがですか。

【村上座長】 これは一般的な問題ですが、割と重要なので。環境省さん、何か答えることがあったら言ってください。

【水崎補佐】 外来室、水崎です。矢原先生、御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、事前周知をするというの、手続なく防除、運搬をするための条件として入れているところがございます。何も示さないままやっていただいたときにどう判断するかというような問題もありますので、周知の方法、これは看板で周知するとか、いろいろな周知の仕方があると思いますので、そういったところの報告というのが運用の中でできたらなというふうには考えております。

【村上座長】 ありがとうございます。

ほかはないようでしたら、これで一応閉めたいと思います。

それでは、進行をお返しますので、よろしくお願いします。

【事務局】 村上先生、ありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして、外来生物対策室の大林室長より御挨拶を申し上げます。

【大林室長】 環境省外来対策室長の大林と申します。今日は長い間の議論、ありがとうございます。また、村上座長につきましては、進行につきまして、ありがとうございます。

今回、いろいろと議論していただきました、要緊急対処と条件付特定外来生物につきまして認めていただいたということ、今後、パブリックコメントの手続に早急に入らせていただきまして、規制が実現する方向に進むように頑張っていきたいと思っています。

今回、いろいろと議論していただきました中で、1つは本当に大きなものとしまして、普及啓発ということが非常に大事だということを改めて認識いたしました。ヒアリにつきましてもそうなのですが、特に皆様の非常に身近にいるアカミミガメとかアメリカザリガニについて、どのように今後特定外来生物とつき合っていくか、身近なだけに、皆さんに関わりが深いので、逆にいい普及啓発の題材と思ってやっていきたいと思っています。また、今後どうしていくかということ、戦略も同時に考えていけないのかなと考えております。

今回、これで要緊急ということと、条件付ということがありました。ただ、その後で、

ヒアリの対処指針を作ったり、検査基準とか、消毒基準とか、あと飼養基準とか、どんどん細かいこと、しっかりとした法を施行するためにそのようなこともしていけないといけないと思いますので、普及啓発と併せて、ちゃんと特定外来生物の法改正がしっかりとしたものになるように頑張っていきたいと思っています。

今日は2時間もの議論、ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第14回特定外来生物等専門家会合は閉会といたします。
ありがとうございました。